

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の成立及び今後の対応

令和5年6月7日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、第211回国会に提出された「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の成立及び施行に向けた今後の対応について、原子力規制委員会に報告するものである。

2. 経緯

令和4年度第72回原子力規制委員会（令和5年2月13日）にて了承された原子炉等規制法¹の一部改正案については、改正法案に盛り込まれ、令和5年2月28日に閣議決定され、第211回国会（閣法第26号）に提出された。

その後、同年4月27日に衆議院本会議で改正法案を修正のうえ可決され、同年5月31日に参議院本会議において可決され、本日（6月7日）公布される予定（参考1）。改正法案からの修正は参考2のとおり。

また、衆議院、参議院において参考3、参考4のとおりそれぞれ附帯決議がなされた。

3. 今後の対応

改正法においては、公布後2年以内に長期施設管理計画の認可制度（以下「新制度」という。）を導入することとなり、新制度への円滑な移行を行うための準備をするための手続（以下「準備行為」という。）は公布後6か月以内に開始する必要がある²。新制度の導入に向けた規則、審査基準等の検討については、「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」において引き続き検討を進める。それぞれの段階で必要となる主な政令・規則等は以下のとおり。

- (1) 準備行為の施行：公布の日から6か月以内（改正法附則第1条第3号関係）
 - ・ 施行期日を定めるための政令の制定
 - ・ 準備行為の手数料を定めるための政令の制定
 - ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正（長期施設管理計画の細目等を整備）
 - ・ 実用発電用原子炉施設の長期施設管理計画の審査基準（仮称）の制定
 - ・ 実用発電用原子炉施設の長期施設管理計画の記載要領（仮称）の制定
- (2) 本施行：公布の日から2年以内（改正法附則第1条第4号関係）
 - ・ 施行期日を定めるための政令の制定（準備行為に対する十分な審査期間を確保できるよう措置する方針）
 - ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の改正（長

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

² 原子炉等規制法第78条第25号の2の規定の一部改正については公布後10日

期施設管理計画の申請時の手数料等の整備)

- ・保安規定審査基準³の改正（長期停止炉に関する規定の整備）
- ・保安措置等ガイド⁴の改正（長期停止炉に関する規定の整備）

（3）その他必要な規程類の整備

準備行為や本施行の際の事務手続等に必要となる行政手続法に基づく審査基準、標準処理期間等を定めるための規程や原子力規制委員会行政文書管理要領（専決処理に関する規程）の規程類を整備するとともに、改正に伴い形式的な変更が必要なものに関する規程類の整備を行う。

○添付資料

参考 1 第211回国会審議過程

参考 2⁵ 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

参考 3⁶ 衆議院附帯決議

参考 4⁷ 参議院附帯決議

参考 5 各段階で制定・改正等が必要となる主な法令等

³ 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

⁴ 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド

⁵ 衆議院法制局 HP

(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou211.html)

⁶ 衆議院 HP

(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/keizai58D99833FD9F591D4925899E000AE818.htm)

⁷ 参議院 HP (https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/futai_ind.html)

(参考1)

第211回国会審議過程

令和5年3月30日	衆議院 本会議 ・提案理由説明
4月5日	衆議院 経済産業委員会 ・対政府質疑
4月7日	衆議院 経済産業委員会 ・対政府質疑
4月12日	衆議院 経済産業委員会 ・対政府質疑
4月14日	衆議院 経済産業委員会 ・対参考人質疑
4月19日	衆議院 経済産業委員会、環境委員会、原子力問題 調査特別委員会 連合審査会 ・対政府質疑
4月26日	衆議院 経済産業委員会 ・対政府質疑 ・採決(修正) ・附帯決議の採択
4月27日	衆議院 本会議 ・修正議決
5月10日	参議院 本会議 ・提案理由説明
5月11日	参議院 経済産業委員会 ・対政府質疑
5月16日	参議院 経済産業委員会 ・対政府質疑
5月18日	参議院 経済産業委員会 ・対政府質疑
5月23日	参議院 経済産業委員会、環境委員会 連合審査会 ・対政府質疑
5月25日	参議院 経済産業委員会 ・対参考人質疑
5月30日	参議院 経済産業委員会、内閣委員会 連合審査会 ・対政府質疑 参議院 経済産業委員会 ・対政府質疑 ・採決(可決) ・附帯決議の採択
5月31日	参議院 本会議 ・採決(可決)
6月7日	公布(予定)

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表
◎原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（第五条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（国の責務）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。次条第四号及び第二条の四第一項において「原子炉等規制法」という。）第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域及び電力の大消費地である都市の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解と協力を得るために必要な取組並びに地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。</p>	<p>（国の責務）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。次条第四号及び第二条の四第一項において「原子炉等規制法」という。）第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。</p>

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年を経過した後適当な時期において、新電気事業法の規定の実施状況、原子力施設（原子炉等規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下この項において同じ。）が立地する地域及び電力の大消費地である都市の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する理解の状況、原子力施設の安全性の向上を図るための原子力事業者（新原子力基本法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）の取組の状況、発電用原子炉（原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次項において同じ。）の開発及び建設の状況、原子力に関する技術開発の状況、電気の需給の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新電気事業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年を経過した後適当な時期において、新電気事業法の規定の実施状況、原子力施設（原子炉等規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下この項において同じ。）が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する理解の状況、原子力施設の安全性の向上を図るための原子力事業者（新原子力基本法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）の取組の状況、原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉の開発及び建設の状況、原子力に関する技術開発の状況、電気の需給の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新電気事業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

含めた発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。）の安全の確保のための規制の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4
(略)

4
(略)

(参考3)

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 今後、三十年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大する中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、審査業務の効率化に努めるとともに、事業者等とのコミュニケーションを適切かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるよう、整理し、保存に努めること。

二 発電用原子炉の運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、分かりやすいものとなるように策定するよう努めること。

三 原子力発電所の廃炉は長期間を要することを踏まえ、今後本格化していく廃炉の円滑かつ着実な実施を推進していくために必要な措置を講ずること。特に、廃炉に伴う放射性廃棄物について、処分場の確保やクリアランスの推進等の取組が着実に進むように必要な措置を講ずること。

四 原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画との整合性を図ること。

五 安全確保を大前提とした原子力施設の研究や運営・保守管理、廃止措置等、原子力の安全のための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、原子力事業者を取り巻く経営環境にかかわらず、施設の安全性の向上等に事業者が確実に取り組むことができるよう、必要な人材の確保及び技術の維持・強化等に向けた事業環境の整備を進めること。

六 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、事業者に規制基準を遵守するよう求める立場であること、規制と利用の分離の重要性に鑑み、組織内部のガバナンス強化、マネジメントの検証、改善等に不断に取り組み、主体性をもって制度の運用に当たるとともに、その検証結果や取組状況等を公表すること。

七 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、耐用年数経過後の廃棄物の発生を抑制する観点から、設備のリサイクルシステムの構築等、早急に必要な措置を講ずること。

八 太陽光発電については、大きなポテンシャルを有する営農型太陽光発電の農業政策に留意した普及など、地域との共生を前提に、最大限の導入及び維持管理に必要な措置を講ずるとともに、太陽光パネルを特定の国からの調達に依存している現状を早期に是正するため、実用化が期待されるペロブスカイト太陽電池をはじめとした太陽光発電に関わる産業の国内におけるサプライチェーンの構築を促進すること。

九 原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画を踏まえ、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めること。

十 法令違反を行っている再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者に対する交付金相当額積立金制度や、同計画を認定する際の事業者に対する住民への説明の要件化、委託先への監督義務の創設など、本法で行われる規制の強化については、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に対して必要以上の制約とならないよう、その実施状況を把握し、必要に応じ適切かつ柔軟に制度の改善を図ること。また、景観・環境への影響その他の課題について地方自治体が主体的な立場で解決につなげるための条例を定めること等に対し必要な支援を行い、地域社会との調和の中で再生可能エネルギーの普及が進むよう努めること。

十一 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統整備を進めるに当たっては、二〇一八年九月六日に発生した北海道胆振東部地震に起因する北海道における大規模停電等の事態を踏まえ、災害等に備えて重層的に電力を供給できるネットワークを整え、各地域に新たな電力需要が

創造されるような必要な支援を行うこと。

十二 長距離の海底直流ケーブルの敷設を伴う系統整備を進めるに当たっては、工事費が巨額であることに加え、当該系統整備が重要であることに鑑み、技術面の課題に伴う仕様の変更、利害関係者との調整、自然災害のリスクの発現等により、費用や工期などの変更が余儀なくされた際、事業者が負担する事業費の増大等のリスクにも配慮し、事業者の予見性を高めるような必要な措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統整備費用の負担について、国民理解の醸成に取り組むこと。

十三 カルテル事案や顧客情報不正閲覧事案等の電気事業における市場環境を揺るがす事案が相次いでいることに鑑み、電力システム改革の効果を検証し、発電、送配電、小売事業の在り方や電気事業法等における法令遵守を担保するための措置の強化、電力・ガス取引監視等委員会等による取組の在り方等について検討を加え、実効性のある取組を早急に進めること。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

令和五年五月三十日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 安全確保を大前提とした原子力施設の研究や運営・保守管理、廃止措置等、原子力の安全のための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、原子力事業者を取り巻く経営環境にかかわらず、施設の安全性の向上、バックエンド事業の着実な実施等に事業者が確実に取り組むことができるよう、必要な人材の確保及び技術の維持・強化等に向けた事業環境の整備を進めること。

二 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、事業者に規制基準を遵守するよう求める立場であること、規制と利用の分離の重要性に鑑み、組織内部のガバナンス強化、マネジメントの検証、改善等に不断に取り組み、主体性をもって制度の運用に当たるとともに、その検証結果や取組状況等を公表すること。

三 原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画との整合性を図ること。

四 今後、三十年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大する中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、審査業務の効率化及び審査体制の充実等に努めるとともに、事業者等とのコミュニケーションを適切

かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるように、整理し、保存に努めること。

五 発電用原子炉の運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、分かりやすいものとなるように策定するよう努めること。

六 原子力発電所の廃炉は長期間を要することを踏まえ、今後本格化していく廃炉の円滑かつ着実な実施を推進していくために必要な措置を講ずること。特に、廃炉に伴う放射性廃棄物について、処分場の確保やクリアランスの推進等の取組が着実に進むように必要な措置を講ずるとともに、廃止措置や廃棄物処分に係る規制や作業管理の在り方について、諸外国の事例等を踏まえ、リスクレベルに応じた解体作業が可能となるよう検討を進めること。

七 原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画を踏まえ、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めること。

八 法令違反を行っている再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者に対する交付金相当額積立金制度や、同計画を認定する際の事業者に対する住民への説明の要件化、委託先への監督義務の創設など、本法で行われる規制の強化については、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に対して必要以上の制約とならないよう、その実施状況を把握し、必要に応じ適切かつ柔軟に制度の改善を図ること。また、景観・環境への影響その他の課題について地方自治体が主体的な立場で解決につなげるための条例を定めること等に対し必要な支援を行い、地域社会との調和の中で再生可能エネルギーの普及が進むよう努めること。

九 長距離の海底直流ケーブルの敷設を伴う系統整備を進めるに当たっては、工事費が巨額であることに加え、当該系統整備が重要であることに鑑み、技術面の課題に伴う仕様の変更、利害関係者との調整、自然災害のリスクの発現等により、費用や工期などの変更が余儀なくされた際、事業者が負担する事業費の増大等のリスクにも配慮し、

事業者の予見性を高めるよう必要な措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統整備費用の負担について、国民理解の醸成に取り組むこと。

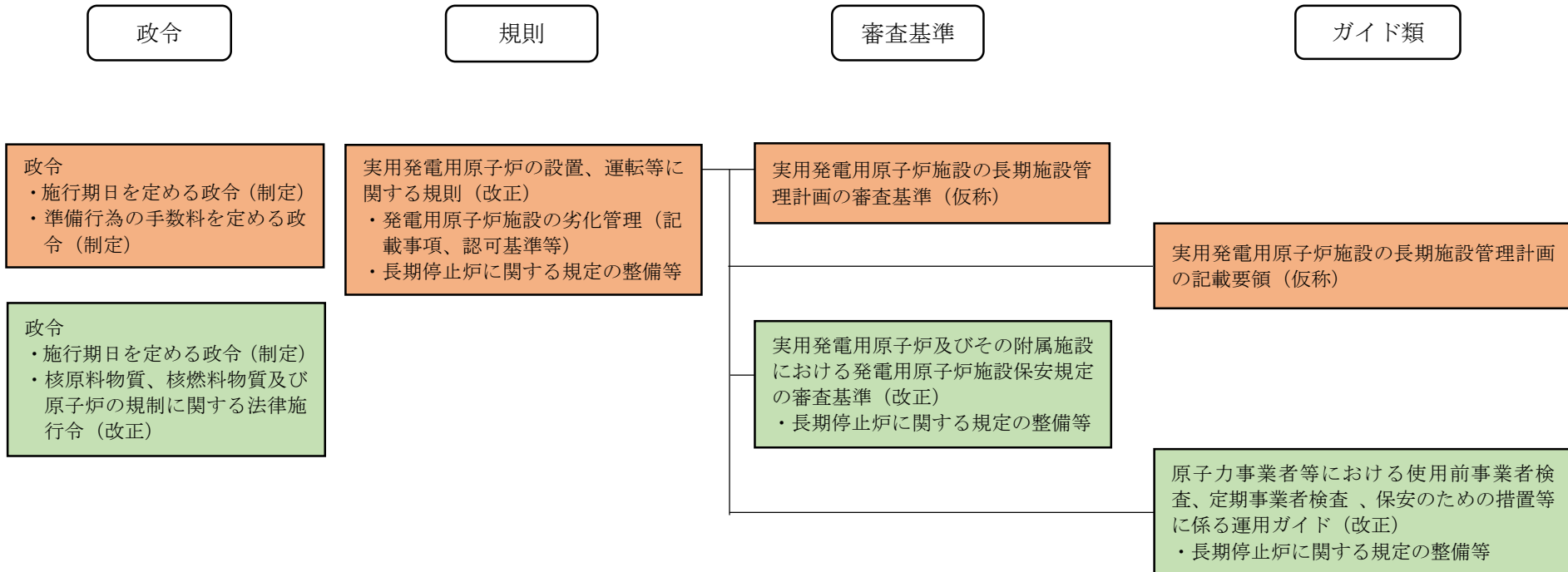
十 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、耐用年数経過後の廃棄物の発生を抑制する観点から、設備のリサイクルシステムの構築等、早急に必要な措置を講ずること。

十一 太陽光発電については、地域との共生を前提に、最大限の導入及び維持管理に必要な措置を講ずるとともに、太陽光パネルを特定の国からの調達に依存している現状を早期に是正するため、実用化が期待されるペロブスカイト太陽電池をはじめとした太陽光発電に関わる産業の国内におけるサプライチェーンの構築を促進すること。

十二 カルテル事案や顧客情報不正閲覧事案等の電気事業における市場環境を揺るがす事案が相次いでいることに鑑み、安定供給との整合や災害等への迅速な対応等を含め、電力システム改革の影響や課題等を検証し、発電、送配電、小売事業の在り方や電気事業法等における法令遵守を担保するための措置の強化、電力・ガス取引監視等委員会等による取組の在り方等について検討を加え、実効性のある取組を早急に進めること。

右決議する。

各段階で制定・改正等が必要となる主な法令等



凡例

準備行為の施行 (公布後6か月以内)

本施行 (公布後2年以内)

(※) これらの他、上記の改正等に伴い形式的な変更が必要な規定の整備等を行う